

減免の対象と割合など

※市民税（個人）は、「主たる生計維持者」を「納税義務者」と読み替える

減免事由	減免割合	添付書類
1、主たる生計維持者※が死亡した	全額免除	不要（転入などで、市が事実を確認できない場合のみ、確認のための戸籍謄本など）
2、主たる生計維持者※が重篤な傷病を負った	全額免除	罹災により1カ月以上の治療を要すると認められる医師の診断書
3、主たる生計維持者※（国民健康保険税については被保険者を含む）の行方が不明である	全額免除（国民健康保険税にかかる主たる生計維持者以外の被保険者の場合は、当該被保険者分のみ免除）	・遺族補償金や災害弔慰金などの支給を受けたことが分かる書類の写し ・第三者（事業主、病院長、民生委員など）の証明書
4、主たる生計維持者※の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（事業収入など）に減少が見込まれ、次の3つの要件（介護保険料は①、③の2つの要件）のすべてに該当する ①事業収入などのいずれか（介護保険は全て）の減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の10分の3以上である ②前年の合計所得金額が1,000万円以下である ③減少することが見込まれる事業収入などにかかる所得以外の所得の合計額が400万円以下である	減免額は、各税（保険料）によって異なります。	給与明細など、今年収入を見込めるもの（不明の場合は、収入の状況を聞き取りますので、内容の分かる方が申請してください）
5、主たる生計維持者※が事業等を廃止又は失業をしたため	全額免除	本人からの申出書又は事業主からの解職証明書
6、住宅の全半壊又は長期避難世帯となったため	全壊又は長期避難世帯は全額免除、大規模半壊又は半壊は2分の1免除	罹災証明書